

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年 5 月31日提出

川崎市長 阿部 孝夫

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	総務局	22. 3. 12	円 130,400	平成20年8月21日、中原区小杉町3丁目253番地先路上で、本市職員が、本市小型ライトバンから降車しようとドアを開けた際、左後方から走行してきた被害者運転の自転車に接触し、被害者を負傷させたもの
2	環境局	22. 1. 21	円 108,087	平成21年11月11日、麻生区栗木台1丁目14番1号先路上で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと前進した際、被害者所有の集積所の扉に接触し、破損させたもの
3	環境局	22. 1. 28	円 94,500	平成21年11月30日、高津区久地3丁目16番5号マンション構内で、本市職員が、本市中型ごみ収集車のコンテナ傾倒装置を誤って操作したため、被害者所有のコンテナボックスを破損させたもの
4	環境局	22. 3. 10	円 193,541	平成22年1月18日、幸区南幸町2丁目62番地先路上で、本市小型ごみ収集車が、前方から走行してきた自転車を避けようと左に寄った際、被害者所有の花壇の外壁に接触し、破損させたもの
5	環境局	22. 3. 18	円 143,882	平成22年1月7日、被害者宅先路上で、本市中型ごみ収集車が、前方から走行してきた車両を避けようと右に寄った際、隣接する駐車場に駐車していた被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの

6	環境局	22. 3. 19	円 231,000	平成22年2月10日、高津区二子3丁目11番1号先路上で、本市小型ごみ収集車が、駐車中の車両を避けようと右に寄った際、被害者所有のフェンスに接触し、破損させたもの
7	環境局	22. 4. 17	円 387,006	平成22年3月16日、被害者宅駐車場で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、駐車していた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
8	高津区役所	22. 3. 3	円 109,215	平成22年1月22日、高津区梶ヶ谷1丁目3番地1駐車場で、本市軽ライトバンが、駐車場の通路に出ようと発進した際、右側から走行してきた被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの
9	消防局	22. 1. 20	円 124,950	平成21年12月9日、被害者宅先交差点で、本市消防車が、右折しようとした際、被害者所有のブロック塀に接触し、破損させたもの
10	市民・こども局	22. 2. 23	円 490,220	平成11年3月29日、こども文化センターで、被害者が、敷地内に設置された遊具で遊んでいた際、当該遊具が破損していたため、被害者の顔が当該遊具に当たり、負傷したもの
11	市民・こども局	22. 2. 25	円 406,360	平成21年12月2日、高津区溝口1丁目13番18号建物内で、児童相談所に一時保護入所中の児童が、医療機関の受診を待っていた際、被害者所有の当該建物の階段室の壁をけり、破損させたもの
12	市民・こども局	22. 3. 26	円 1,909,390	平成20年11月19日、地域療育センター内で、トランポリンを使った療育の指導中、被害者が、児童に押されたため床に落下し、負傷したもの
13	環境局	22. 3. 29	円 540,928	平成16年12月24日、中原区北谷町95番地32先路上で、本市職員が収集中の粗大ごみを落としたところ、被害者運転の自転車 ^{（ママチャリ）} が当該粗大ごみに接触して転倒し、被害者が負傷したもの
14	建設緑政局	22. 1. 28	円 829,500	平成21年7月30日、野川第4公園内で、根元の腐食していた樹木が倒れ、隣接する被害者所有の木柵、植栽及び手すりを破損させたもの
15	建設緑政局	22. 3. 4	円 8,385	平成21年9月30日、宮前区土橋1丁目16番地23先路上で、被害者運転の原動機付自転車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該原動機付自転車が破損したもの
16	建設緑政局	22. 3. 31	円 383,250	平成11年9月6日付けで本市が交換により被害者に引き渡した土地の地中に、隠れた瑕疵 ^{（かし）} があったもの

17	建設緑政局	22. 3. 31	円 173,325	平成21年1月14日、宮前区初山2丁目26番16号先路上で、被害者が歩行中、側溝の蓋と蓋とのすき間に足を踏み入れて転倒し、負傷したもの
18	港湾局	22. 3. 22	円 126,946	平成21年3月23日、川崎区東扇島78番地1先路上で、固定されていなかった本市所有の注意看板が、強風により飛ばされ、路上に駐車していた被害者所有の小型乗用車に当たり、破損させたもの
19	教育委員会	22. 3. 30	円 2,675,527	平成5年10月13日、水処理センターの広場で、市立学校の校外学習中、他の児童が投げたブーメランが、被害者の顔に当たり、負傷したもの
20	教育委員会	22. 3. 30	円 1,070,260	平成12年10月27日、市立学校の校庭で、体育の授業中、被害者が、サッカーを行っていたところ、他の児童と接触して転倒し、負傷したもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議 決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年 月 日	変更理由
				変更前	変更後		
53	21.3.19	川崎駅前 東西連絡 歩道橋上 屋その他 整備工事 及び川崎 駅前東西 連絡歩道 橋整備工 事並びに 川崎駅前 東西連絡 歩道橋整 備(付帯) 工事	横浜市中区太田町 四丁目51番地 鹿島・五洋・重田 共同企業体 代表者 鹿島建設株式会社 代表取締役社長 中村 満義 構成員 五洋建設株式会社 取締役社長 村重 芳雄 構成員 株式会社 重田組 代表取締役 重田 洋一	契約金額 1,247,400,000 円	契約金額 1,267,393,050 円	22.3.30	杭基礎等 の施工時 に、試掘 では予測 出来ない 管理者不 明の地中 障害物が 発見され たため、 その撤去 工事に伴 い、契約 金額の増 額を行う もの。